

事業の開廃等の届出書

受付印

令和 年 月 日

※処理事項

事業者コード

事務所コード

処理区分

予備

整理番号

異動年月日

区 分

元・特・販・製

元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等

個人番号又は法人番号

フリガナ

氏名又は名称

フリガナ

法人にあっては代表者の氏名

フリガナ

住所又は所在地

(右詰で記載)

(電話)

第144条の34第1項

第144条の34第3項

下記のとおり地方税法の規定により届け出ます。

事務所又は事業所

フリガナ

名 称

フリガナ

所 在 地

(電話)

事業の開始、廃止又は休止の年月日等

開 始 年 月 日

令和 年 月 日

廃 止 年 月 日

令和 年 月 日

休 止 期 間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

事業の廃止又は休止の理由

上記の事務所又は事業所の営業区域

その他参考となるべき事項

異 動 年 月 日

令和 年 月 日

01		24	26	97
02				129
03				97
04				129
05				121
06				

141
142
157

	24	26	97
07			
08	129		
09	121		
10			
	141	142	157

The diagram illustrates a sequence of rectangular blocks arranged in two rows. The top row contains blocks labeled 24, 26, 28, 30, 32, 34, and 36. The bottom row contains blocks labeled 38, 40, 42, 44, 46, and 48. A line connects the top-right corner of the 38 block to the top-left corner of the 36 block. Each block has a small vertical line segment at its base.

24	26														40		
12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	56	
41	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	
57	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	72
	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	

第16号の35様式記載要領

- 1 この届出書は、地方税法(以下「法」という。)第144条の34第1項又は第3項の規定により事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動の届出をする場合に使用すること。
- 2 この届出書は、事務所又は事業所ごとに作成して、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に)1通提出すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造業者等にあつては「製」を丸印で囲むこと。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 6 「上記の事務所又は事業所の営業区域」欄は、事業の開始、廃止又は休止に係る事務所又は事業所の営業区域に係る道府県名を記載すること。
- 7 法第144条の34第3項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。